

令和3年度柴田町議会9月会議

常任委員会等行政視察研修報告書

議会運営委員会

令和3年9月6日

柴田町議会

議長 高橋 たい子 殿

議会運営委員会

委員長 広 沢 真

委員会行政視察報告書

先に実施した議会運営委員会オンライン行政視察の結果を、下記のとおり報告します。

記

1 期 日 令和3年7月2日（金）、7月5日（月）

2 視察地及び視察内容

(1) 茨城県取手市

- ・オンライン会議の運営について
- ・その他議会改革全般について

(2) 岩手県奥州市

- ・議会業務継続計画（議会BCP）について
- ・政策決議提案の取り組みについて
- ・その他議会改革全般について

3 参加者

（委員長）広沢 真 （副委員長）吉田 和夫

（委員）加藤 滋、平間 幸弘、大坂 三男、佐々木裕子

（議長）高橋 たい子 （副議長）平間 奈緒美

4 視察概要 別紙のとおり

1 市の概要

取手市は、茨城県の南端に位置し、市域は総面積69.94km²、東西14.3km、南北9.3kmであり、利根川とその支流である小貝川の二大河川が流れる水と緑に恵まれた地域である。

茨城県の南部の玄関口としてばかりでなく、東京、成田、つくばを結ぶ三角形のほぼ中央に位置していることから交通の要となっており、首都圏の都市の中でも、交通の利便性と自然環境に恵まれた都市環境をもっている。

市の木「モクセイ」「ゲッケイジュ」、市の花「ツツジ」「フジ」、

市の鳥「フクロウ」「カワセミ」

人口： 106,242人（令和3年5月1日現在）

世帯数： 49,345世帯（令和3年5月1日現在）

一般会計（当初予算）：令和3年度 368億円

2 研修内容

《研修項目》 オンライン会議の運営について

(1) デモテック戦略について

令和2年6月15日、学校法人早稲田大学総合研究機構、一般社団法人地域経営推進センター、東京インタープレイ株式会社、取手市議会・同事務局の四者による協定締結に向けた「デモテック宣言」を行った。

デモテックとは、Democracy（民主主義）に Technology（技術）を掛けてつくり出された造語である。早稲田大学マニフェスト研究所では、新型コロナウイルス感染症の問題が発生する以前から、ICTやAIの技術・テクノロジーを活用した多様な主体の「参加」と「集合知」により、民主主義のアップデートができないかについての研究と運動の模索を始めており、この運動を、ICTやAIを駆使した革新的・破壊的な金融商品「ファインテック (Finance×Technology)」にならってつくられた。

宣言の内容は、次の5点である。

① オンライン本会議・委員会模擬の実施

議場や委員会室以外からの議会・委員会への参加模擬を行う。

市議会におけるオンライン会議の有用性や導入した場合の課題と解決策を見出す。

② 各種法令等の課題抽出と改正案等の策定

地方自治法、議会基本条例、会議規則、委員会条例、傍聴規則等の課題と改正等案の策定。

③ オンライン本会議・委員会制度導入時の機器や会議・表決システムの性能向上

タブレット PC の機能や会議システム・表決システムの性能を向上させ、「オンライン議会」に向けた課題解決に取り組む。

④ 会議・表決システムを取手市議会・議会事務局に提供

令和2年度、取手市議会が導入するタブレット PC (30台) に、東京インタープレイ (株) がペーパーレス会議システム「SideBooks (採決システムを含む)」を無償貸与する。

⑤ デモテック会議を開催

模擬議会・委員会等の実施による検証、協議、調査研究を行う。

四者によるデモテック会議を開催し、情報・意見交換・協議を実施する。

なお、この宣言が出る前から、取手市議会では、情報通信技術の積極的活用を議会基本条例に明記したり、オンライン会議の根拠を明確にするため、感染症対応規程の制定や災害対応規程の改正を行っている。

(2) 常任委員会におけるオンライン現地調査について

令和2年8月12日、総務文教常任委員は、前年度、大規模改修事業が行われた藤代南中学校、消防本部、福社会館を、初めてオンライン会議システムを用いて現地調査した。

委員は自宅等からタブレットを用いて現地の映像を確認しながら随時質問を行い、現地では担当課職員と議会事務局職員が説明や撮影を行った。

終了後の委員の感想では、「課題はあるが、現場に行くのとほぼ変わらない」という声が多く寄せられた。今後、改善点を洗い出し、より活用していけるよう試行していくということで、今では、オンラインの現地調査がメインとなっている。

メリットとしては、同じ日に複数個所を調査する場合だと、担当者が先回りして現地に行っているの、1か所の調査が終われば次の場所の調査ができ、時間短縮にもなることである。

デメリットとしては、一度も訪れたことのない場所だと、分かりにくいことがあげられる。

また、猛暑時の調査だと、タブレットが高温になってつながりにくくなったため、保冷剤の用意や使用する直前にタブレットを立ち上げるなど、なるべく熱を発生させない工夫が必要となる。さらに、現在、通信量を月3ギガで契約しているが、今後、オンラインが中心となってきた場合には、増やす必要がある。

(3) タブレット表決について

令和2年9月4日の第3回定例会において、初めてタブレット端末内にある会議システム「SideBooks (サイドブックス)」を用いて表決を行った。

これまでの表決は、議席に配置された表決ボタンを押すことによって行っていたが、この表決ボタンは令和2年9月末日をもって使用を廃止し、10月からタブレット表決システムを用いた表決に完全に移行した。

また、オンライン委員会において表決を行えるようにするため、令和3年の6月定例会の初日に、取手市議会会議規則の一部改正案が可決された。

オンライン委員会で表決を行うに当たり、議案や市民から提出を受けた請願についての委員会としての結論を出すことになるため、その手続については適正な運用が求められる。そのため、あらかじめ議会運営委員会の中で、議員間で共通認識としておくべき事項を協議し、6月定例会の開会前に行われた議員全員協議会で「オンライン会議時の申し合わせ」として定めることを決定した。

(4) オンライン委員会の出席について

令和2年9月4日の第3回定例会で、委員会提出議案として、議会運営委員会から取手市議会会議規則と取手市議会委員会条例の改正案が提出され、全員

賛成で可決された。

この改正案は、災害の発生、感染症のまん延等のやむを得ない理由がある場合に、委員がオンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、会議室に集まることなく、討論と表決を除く部分について出席委員として議事に参加できるようにしたものである。その後、令和3年6月の会議規則改正により、オンライン表決もできるようになった（前記「3）タブレット表決について」のとおり）。

（5）オンライン模擬議会について

現在、本会議については、「議場に参集」することが前提の地方自治法をはじめとする法令があり、オンラインで行うことはできないとされている。法令の他にも、機器やアプリケーションの問題など様々な制約がある。取手市議会は、それらの課題を見出すため、模擬本会議を実施した。

10月2日・9日は、議員全員がオンラインで参加する形の「完全オンライン模擬議会」を実施し、10月13日は、議員の半数がオンラインで、他の議員は議場で参加する形の「混在型模擬議会」を実施した。

その後、デモテック戦略特別委員会を開催し、10月2日・9日・13日に実施したオンライン模擬議会を終えて、各委員が感じた意見や課題を委員全員が共有した。

また、共有した意見や課題を踏まえ、オンライン本会議用の会議規則案の策定に向けて動き出すことを決定した。

3回のオンライン模擬議会を行った結果、抽出した課題を、主に「出欠席」「投票」「表決」「請願、規律、傍聴」の4種類に分類し、各委員で分担して課題解決策を見出すこととした。

4回の委員会を通じて、168条ある既存の会議規則条文を1条ずつ精査した上で、当該条文に基づく議事をオンラインで本会議を実施した場合を想定して、新しいオンライン会議規則条文案を策定した。

条文策定に当たっては、招集場所や議席をどのように整理するかや、秘密会をどのようにオンラインで行うかなどの課題に対して、各委員が意見を出し合って活発に議論した。

4回の委員会を通じてオンライン会議規則の素案を策定したため、この素案に沿って、4回目のオンライン模擬本会議を開催した後に、その課題に関して協議することを決定した。

（6）オンライン視察研修について

令和2年7月29日、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めつつ、議会の機能維持のため、当市議会が進めてきた「オンライン会議を用いた議会活動」に関し、長野県上田市議会タブレット導入研究委員会と、初めてオンライン会議を用いた視察研修を実施した。

その後、全国の各自治体議会からのオンライン視察研修を受け入れている。今回の柴田町議会のオンライン視察研修の受け入れにおいても、取手市議会は慣れているため、スムーズだった。

(7) オンラインによる市民との意見交換会について

令和3年5月15日、取手市議会全体としては初めて、「議員と語ろう現在と未来、市民との意見交換会」を、オンラインで開催した。オンラインに不慣れな方のために、取手市役所議会棟会議室からも同時に参加できるように、ハイブリッド型の開催とした。

23人の全議員が出席し、取手市内・市外から19人の参加者が参加して、2部制で行った。第1部は、5つのグループに議員が分かれ、改選後1年間の議会活動について意見交換を行った。第2部は引き続き5つのグループで、テーマフリーで参加者から自由に意見をいただいた。

3 まとめ

取手市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2020で、全国第1位になった議会である。中でも、オンライン会議の導入に当たっては、議長のリーダーシップのもと議員と事務局が一体となり「チーム議会」として取り組んでいる。

常任委員会のオンライン現地調査、オンライン採決、ハイブリッド型の市民との意見交換会などをはじめ、さまざまな取り組みを実施している。何度も工夫を重ねながら、それを実現してきた姿に頭の下がる思いである。

柴田町議会でも、令和2年度のタブレット導入に当たり、取手市議会事務局に相談しながら、議会基本条例の改正や会議規則の改正を行ってきた。

今回の視察研修を踏まえ、学ぶべき点は多い。柴田町議会でもこれを機会に、何ができるのか、どうしたらいいのかを、議員と事務局が一緒に検討しながら、柴田町議会にあったオンライン会議の進め方を模索していく必要がある。

1 市の概要

奥州市は、岩手県の内陸南部に位置し、北は北上市・西和賀町・金ケ崎町・花巻市、南は一関市・平泉町、東は遠野市・住田町、西は秋田県に接している。

総面積は、993.30km²と広大で、東西に約57km、南北に約37kmの広がりがある。

地域の中央を北上川が流れており、北上川西側には胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がり、水と緑に囲まれた散居のたたずまいが広がっている。

奥州市の林野面積は54.9%で、市最高峰の焼石岳(1,548m)を主峰とする西部地域の焼石連峰は、ブナの原生林が多く残されている。また、北上川東側には、北上山地につながる田園地帯が広がり、東端部には、種山高原、阿原山高原が連なっており、地域全域が緑のあふれる豊かな自然に恵まれている。

土地の利用状況は、総面積のうち、田が17.4%、畑が4.5%、宅地が3.8%で、農地の割合が高く、稲作を中心とした複合型農業により、県内屈指の農業地帯となっている。また、交通の利便性の良さを背景に、県内でも屈指の商業集積が進み、工業団地等が整備され、伝統産業や基幹産業の事業展開が図られている。

平成27年国勢調査の奥州市の人口は、119,422人で、岩手県全体の9.33%を占め、県内では盛岡市、一関市について第3位の人口規模となる。

合計特殊出生率(平成27年数値)は、1.64となっており、岩手県の平均値1.52を上回っている。

総世帯数は41,726世帯(一般世帯数は41,308世帯)で、増加傾向にあるものの、1世帯人口は2.86人で減少傾向にあり、核家族化が進んでいる。

市の木「モミジ」、市の鳥「キジ」、市の花「サクラ」

人口： 113,756人 (令和3年5月1日現在)

世帯数： 46,024世帯 (令和3年5月1日現在)

一般会計(当初予算)：令和3年度 564億7,850万円

2 研修内容

《研修項目》 議会業務継続計画(議会BCP)について

(1) 議会BCPの策定経過

令和2年4月、会派代表者会議を開催。新型コロナウイルス感染症に対する奥州市議会の対応について、当面の方針を決定。

令和2年5月、緊急事態宣言を受け、議会運営委員会において議会運営の継続のため、議会BCP策定の方針を決定。

令和2年6月から、議会運営委員会において、先進事例を踏まえて議会BCPの研究と策定案の検討を進める。

令和2年10月、議会運営委員会において、大津市議会のコロナ対応の議会BCPについて「Zoom」にて視察。

令和2年12月、議会運営委員会の決定、全員協議会での協議、各会派への照会を経て、議長決裁により議会BCPの決定。

(2) 議会BCPの主な内容

奥州市議会では、大規模災害や感染症の蔓延などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議決機関・市民代表機関としての議会が、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安心・安全を確保するため、迅速

な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図ることを目的として、議会BCP策定した。

主な内容は、次のとおりである。

- ・災害時の議会及び議員の行動指針
- ・市（災害対策本部等）と議会（災害対策会議）との関係
- ・業務継続計画の発動基準（想定する災害：地震、風水害・火山災害、感染症等）
- ・地震、風水害・火山災害に係る業務継続の体制及び活動基準
- ・感染症等に係る業務継続の体制及び活動基準
- ・議会事務局における業務対応区分など（詳細は『議会BCP』参照）

《研修項目》 政策決議提案の取り組みについて

（１）提案する議会

奥州市議会は、令和２年に開催された第15回マニフェスト大賞優秀マニフェスト推進賞〈議会部門〉において、最優秀賞を受賞した。

これは、今任期から各常任委員会が取り組んだ「政策提言」について、「政策立案等に関するガイドライン」を策定し、「政策決議提案」としてまとめ、市民の声を政策へつなげた取り組みが評価されたものである。

そのポイントは、政策の実現を担保するため、議場における発議案の可決のほか、その後の当局に対する施策の実施状況のチェックと是正を求めているところにある。

① 政策サイクルの形成～ガイドラインと要旨～

- ア 実行性を高めるため、単なる政策提言ではない「政策決議提案」を基本とし、必要と認めた場合は「政策立案」も検討する。
- イ 市民意見・要望を把握して市政課題を抽出し、常任委員会で調査・検討するテーマを設定する。
- ウ 課題調査では、所管部局・関係団体等のヒアリング、現地・先進地の調査等を行う。
- エ 政策の原案作成では、当局との調整、市民参画での意見聴取、議員間の討議等を行う。
- オ 政策決議提案・政策立案は、議員発議により本会議に提案し、可決後、それを議場において市長に提出する。
- カ 常任委員会は、提言した政策をフォローアップするため、施策への反映・進捗の状況、適正性・有効性等を調査・評価し、必要に応じて当局に対し是正を求める。

② 行動する議会～令和元年度の実績～

平成30年度から令和元年度にかけて、市政の調査や市民とのワールドカフェ形式の対話などを通じて議論を深め、3つの政策決議提案と1つの政策検討報告を当局に提出した。

各常任委員会では、これらの政策決議提案等が市政にどのように反映されたのか、当局の取組状況調査を既に開始しており、これらを通じて是正を求め、現状をより良い方向に改善し、市民生活の向上につなげる好循環となるよう活動を繰り広げている。

【令和元年度の政策決議提案等】

- ・公共交通施策に関する政策提言書〔総務常任委員会〕
- ・交通安全対策に関する政策提言書〔建設環境常任委員会〕
- ・農業振興及び地域6次産業化の推進に関する政策提言書〔産業経済常任委員会〕
- ・障がいをも理由とする差別の解消に関する政策検討報告書〔教育厚生常任委員会〕

③ 市民と議会に応える当局～政策決議提案後の成果～

令和元年度の政策決議提案等は、提出前からの当局との事前協議などもしていたことにより、すぐさま施策への反映が検討され、令和2年度までに以下の成果をもたらしている。

・公共交通施策の成果

「第3次奥州市バス交通計画」（令和2年2月策定）において、7目標中6目標、24施策中15施策において提言が採用された。

【具体的な成果の例】

県内初の任意団体による自家用有償旅客運送の導入（令和2年10月～）公共交通空白地となった市内江刺稲瀬地区で、住民組織「稲瀬の足を守る会」による住民が運営・運行する地区内交通を開始する。地元ドライバー6人が自動車販売店から無償提供された自動車により週3日、1日6便で運行する。

・交通安全対策の成果

令和2年度において、23施策中10施策の提言が実施された。

【具体的な成果の例】

高齢ドライバー運転技術講習会の実施（令和2年9月～）

全国的に高齢ドライバーの誤操作による自動車事故が多発していることを受けて、市内高齢者を対象に地元自動車学校の協力による運転技術と危険予測の講習会を実施している。

《研修項目》 その他議会改革全般について

(1) その他の議会改革

1) 奥州市議会における情報共有の取組み

◇会議の公開

会議は原則として全て公開とし、会議録や会議資料もホームページ上で公開するなど、徹底した情報公開を行っている。

① 会議録・会議資料

本会議のほか、予算・決算審査特別委員会、全員協議会等の会議録も会議資料と併せて公開している。また、議員個々の賛否の公表もしている。本会議では、これら掲載資料を見ながら、インターネット中継を視聴できる。

② 映像配信

本会議、予算・決算審査特別委員会については、ライブ映像のほか録画配信をしており、パソコン、タブレット、スマホや地元ケーブルテレビでも視聴できる。

◇政務活動費

全国的にその支出の在り方が問われた政務活動費は、透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、収支報告書のほか、領収書、活動報告書、

使途基準をホームページ上で公開している。

◇多様な情報発信

① 市議会だよりのリニューアル

市民から手に取ってもらう広報誌を目指し、令和2年から市議会だよりをリニューアルした。全面フルカラーで見やすさを追求したほか、QRコードも導入し、ホームページとの連携も図っている。これだけの見直しにも関わらず、発行経費は以前と変わらない。これは、債務負担行為によって契約期間を3年間としており、長期間の安定的な業務発注が期待されることから実現したものである。

② SNS・FM放送

市民への速やかな情報発信のために、市議会だよりのホームページばかりでなく、多様なメディアを活用する必要がある。奥州市議会では、Facebook、Twitter、InstagramのSNSでの即時性のある発信のほか、コミュニティFMで議会の最新情報を放送（毎週15分・翌週は再放送）している。

③ 議員による情報発信

これらの広報活動は、いずれも議会広報委員会の委員が自ら取材し、記事にしており、市民に身近な議会の実現に寄与している。

2) 奥州市議会における市民参画の取組み

◇児童・乳幼児の傍聴制限の撤廃

奥州市議会では議会傍聴規則を一部改正し、児童・乳幼児の傍聴制限を撤廃し、これまで児童・乳幼児の傍聴については議長の許可が必要だったが、全ての方の傍聴を可能とした。

これは、議事公開の原則から実施したものだが、これを機会に、次世代を担う子どもたちの教育の場や子育て世代の市民が市政に興味を持っていただく場としても利用してほしいと考えたからである。

子どもたちが泣いた場合でも、休憩室（ふだんは図書室）のテレビで議会議中継を見ることができる。

◇市民との対話

市民からの様々な意見を聴く場として「市民と議員の懇談会」を開催している。平成30年度からは、単なる議会報告会ではなく、政策提言につながる「政策サイクル」の重要な手順の一つとして、4つの常任委員会ごとにテーマを設け、ワールドカフェ形式のワークショップで、市民との対話を重視した取組みをしている。

3) オンライン会議

災害等の発生、感染症の蔓延防止措置等または育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合には、オンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、かつ、委員が出席委員として会議に参加できるようにするため、会議規則、委員会条例を改正した。

会議規則では、出席委員の取扱い、委員長及び委員外議員の発言並びに表決について定め、委員会条例では、開会方法、出席委員の取扱い及び秘密会にできないことを定めた【令和2年12月14日の定例会で可決】。

3 まとめ

奥州市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2020で、全国第4位になった議会である。特に、機能強化の部門では全国第2位になっている。議会BCP策定、政策決議提案の取組みが評価された。

議会BCPについては、コロナ禍でも議会運営をするための行動方針等が明文化されているだけでなく、これに基づいて実践しているということに大変驚いた。

柴田町議会では、議会災害対策本部設置要綱、議会災害対策行動マニュアル、感染症対策用の簡単なBCPはあるが、いざ災害や感染症等が発生した場合、それに応じて臨機応変に議会の機能を維持していくことが必要になってくる。

奥州市のようにしっかりとしたものでもなく、他の議会のBCPも参考にしながら、骨格だけでもまねして、柴田町議会バージョンのBCPを策定する必要がある。なお、令和3・4年度の柴田町議会行動計画にも議会BCPの策定が盛り込まれているので、来年度までには議会BCPを策定しなければならない。

政策決議提案については、「政策立案等に関するガイドライン」を策定し、これに沿って住民の声を提言としてまとめ、本会議で決議案を可決し、議場で市長へ手渡すものである。

政策決議提案の実施に当たっては、常任委員会の所管事務調査や住民団体とのヒアリングを行っていること、実現可能性のあるものを当局と調整しているということ、提言後のフォローアップをしっかりと行っていることなどが特徴としてあげられる。

柴田町議会では、決算審査を起点とした議会政策サイクルを2年間実施してきた。また、各常任委員会で2年間の活動テーマに基づき調査し、団体との懇談を通して提言をまとめるという過程を踏んできた。

奥州市議会の政策サイクルにあって柴田町議会にないものは、実現可能性のあるものについてしっかりと執行部と調整するという過程である。

住民の声を政策としてまとめ実現させるためには、町が少しでも努力すれば実現可能なものについて、提言として形にする前に、しっかりと執行部と調整することが必要である。